

法務部登録課
(セーシェル)
(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 S C. I

略語のリスト

国内官庁： 法務部登録課 (セーシェル)
P A： 特許法 (第156章)

指定（又は選択）官庁 SC	法務部登録課 （セーシェル） 国内段階に入るための要件の概要	概 要 SC
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたもの双方）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：セーシェル・ルピー（SCR） 国内出願手数料 ¹ SCR 3,000	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	な し	

[次頁に続く]

1 PCT第22若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

SC	法務部登録課（セーシェル）（続き）	SC
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{2, 3} 出願人が発明者でない場合には、出願人が特許出願及び付与の権利を有する旨の宣言書^{2, 3} 出願人が先の出願の出願人と異なる場合には、優先権主張をする資格についての証明書^{2, 3} 国際出願日の後に出願人の名義又は名称変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類² 出願人がセーシェルに居住していない場合には、代理人の選任⁴ 国際出願の翻訳文 2 通²	
誰が代理人として行為できるか？	セーシェルで登録されている代理人又は弁護士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

SC. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

PA Sec. 28

SC. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書SC. I に概説されている。

PA Sec. 20

SC. 03 年 金

21

特許日から起算して5年目以降の各年について所定の年金を支払う。年金は支払期日の6箇月後まで支払うことができるが、所定の追加手数料を併せて支払うことを条件とする。

28

PCT Art. 28

SC. 04 出願の補正及びその時期

41

PA Sec. 22

出願人又は特許権者は、図面を含む明細書を適宜補正することができるが、最初の明細書の開示範囲を超えないことを条件とする。出願の補正はすべて公報で公開される。

25

PCT Art. 25

SC. 05 P C T 第25条の規定に基づく検査

PCT Rule 51

関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。

PCT Art. 24(2)

SC. 06 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

48(2)

PCT Rule 49.6

国内段階6. 022から6. 027項を参照。

82bis

手 数 料

(通貨：セーシェル・ルピー)

特 許

国内出願手数料	3,000
年 金：	
－第2年度から第4年度，各年につき	1,000
－第5年度	1,500
－第6年度	2,000
－第7年度	3,000
－第8年度	4,000
－第9年度	5,000
－第10年度から第19年度，各年につき	10,000
－第20年度	12,000
年金の遅延支払の割増料	該当する年金額 の10%

手数料の支払方法

手数料は、セーシェル・ルピー建で、小切手、為替、銀行送金又は現金によって国内官庁に支払わなければならない。